**被扶養者の収入確認に当たっての「一時的な収入変動」に係る事業主の証明書**

　当事業所において雇用されている下記被扶養者※１については、雇用契約により本来想定される年間収入が被扶養者の収入要件である130万円未満※２です。この事業主記載欄に記載された期間に係る収入増については、人手不足による労働時間延長等に伴う一時的なものであることを証明します。

※１　新たに被扶養者としての認定を受けようとする者を含みます。

※２　障害年金受給者又は60歳以上の者については、180万円未満となります。

**【組合員・被扶養者記載欄】**

|  |  |
| --- | --- |
| 提出年月日※３ | 令和　　　年　　　月　　　日 |
| 組合員 | （フリガナ）氏　　　名 |  |
| 組合員証記号・番号 | ０８２０－ |
| 被扶養者 | （フリガナ）氏　　　名 |  |

※３　所属所の共済事務担当者経由で保険者（農林水産省共済組合）に提出する際に記載してください。

**【被扶養者を雇う事業主の記載欄】**

|  |  |
| --- | --- |
| 事業所所在地 | 〒 　－  |
| 事業所名称 |  |
| 事業主氏名 |  |
| 電話番号（日中、連絡が取れる番号を記載願います。） |  |
| 雇用契約により本来想定される年間収入※4 | 円 |
| 人手不足による労働時間延長等が行われた期間 | 令和　　　年　　　月　から　　令和　　　年　　　月　まで |
| 上記期間における当事業所での労働による収入額（実績額）※4 | 円 |

　※４　記載する収入額については、通勤手当、税、社会保険料を含めます。

　※５　本証明書は、被扶養者認定及び被扶養者の資格確認において対象者の収入を確認する際の添付書類として、組合員から組合員の所属する所属所の共済事務担当者経由で保険者（農林水産省共済組合）に提出する書類となります。

※６　記載内容の確認に当たって、別途雇用契約書等の添付書類を求められる場合があります。